

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

- 7月には 固定資産税・都市計画税 第2期
国民健康保険税 第2期 の納期月です。

納期限：7月31日(火)

- 納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

納期限にお届けの預金口座から自動的に振替納税されますので、納付忘れもなく大変便利です。預金通帳と通帳届出印をご持参のうえ、金融機関の窓口または市役所収納課、各地域振興局税務担当窓口で手続きをお願いします。(口座振替開始まで40日程度必要になります。お早めに手続きをお願いします。)

- 7月の日曜・夜間納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道使用料等の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

- ・日 時 7月22日(日) 午前10時 ~ 午後4時まで
7月23日(月) 午後6時 ~ 午後8時まで
- ・場 所 松阪市役所 収納課窓口(TEL 53-4021・53-4022)
※振興局及び出張所では開設しません。

あ な た の 税 が 支 え て い ま す
~ 毎 日 の 生 活 を 、 も し も の と き を ~

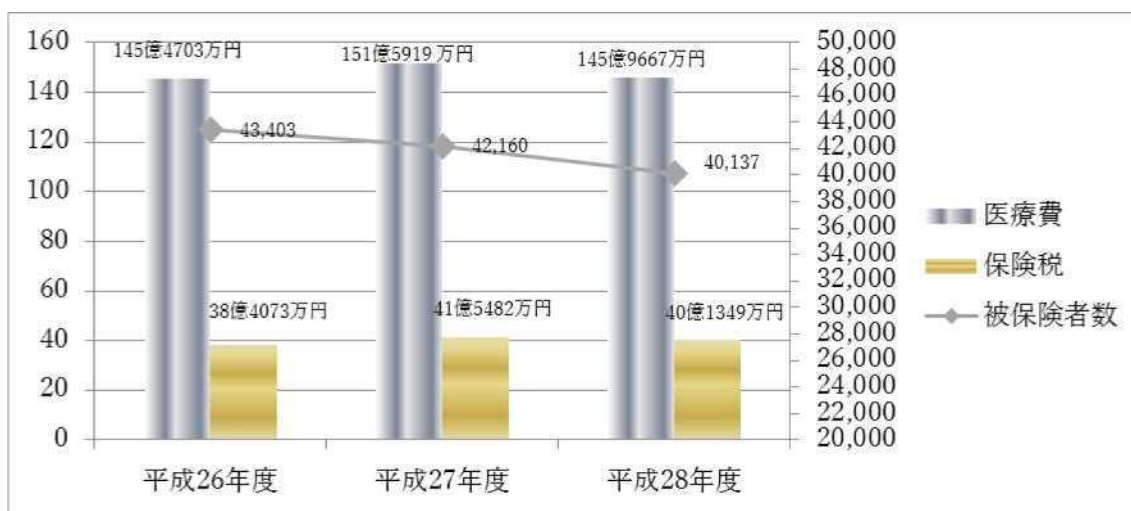
松阪市役所 収納課 TEL 53-4021

※裏面もご覧ください

国民健康保険についてのお知らせ

国民健康保険は、病気やケガをしたとき治療費の一部を病院の窓口で支払うだけで、安心して治療が受けられる公的な医療保険制度です。

この国民健康保険は、皆さんに納めていただく保険税と国・県・市の補助金などを財源として運営されています。表に示したように多額の医療費の中で、保険税の納付が滞ると国民健康保険の運営に支障をきたすことになりますので、必ず納期限内に納めましょう。



また、7月からは国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方を対象にした特定健康診査を実施します。対象者の方には受診券を6月下旬にお送りしていますので、ご自身の健康のため、年に一度の健診を受けましょう。

家計にもやさしい特定健診！

生活習慣病等を患ってしまうと、日常生活に支障をきたすばかりでなく、医療費も高額となります (>_<)

早期発見！

それが何よりも大切です (^.^)



「あなたの健康大丈夫？ 年に一度の特定健診！」